

16 労働組合の資格審査

- 労働組合を設立しても届け出の義務はありません。
- 不当労働行為の救済申立てや法人登記をするときには、労働委員会の資格審査が必要です。

労働組合が資格審査を受ける場合

労働組合は自主的に組織・運営されるものです。労働組合をつくるにあたり、誰かの承認を得たり、役所に届け出たりする必要はありません。

ただし、次の場合には、労組法で決められた要件を備えた労働組合であるかどうか、労働委員会で審査することになっています。

- (1) 労働組合が、不当労働行為の救済を申し立てる場合
- (2) 労働組合が法人登記をするために、資格証明書の交付を受けようとする場合
- (3) 労働組合が、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する場合
- (4) 労働組合が、職業安定法で定められている労働者供給事業及び無料職業紹介事業の許可申請を行う場合
- (5) 労働組合が、労働協約の一定地域の労働者への拡張適用を申し立てる場合

審査の基準

労働組合の資格審査は、自主的に組織された労働組合といえるかどうか（労組法第2条）と民主的な労働組合に必要な規約を備えているかどうか（労組法第5条第2項）の2点について、次の基準に基づいて行われます。

▽労働組合法第2条

必要要件
〔なくては
ならないこと〕

- ① 労働者が主体となって組織していること。
- ② 労働者が自ら進んで結成していること。
- ③ 労働条件の維持・改善及び経済的地位の向上を主たる目的としていること。

禁止要件
〔あっては
ならないこと〕

- ① 使用者側の利益代表者が参加していること。
- ② 使用者から労働組合運営のための経済上の援助を受けていること。
- ③ 共済事業や福利事業のみを目的にしていること。
- ④ 政治活動や社会運動を主目的にしていること。

▽労働組合法第5条第2項（組合同約に次の定めがあること。）

- ① 労働組合の名称
- ② 労働組合の主たる事務所の所在地
- ③ 連合団体でない労働組合（単位労働組合）の場合には、組合員がその労働組合のあらゆる問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利をもつこと。
- ④ だれでも、どのような場合であっても、人種、宗教、性別、門地又は身分を理由として、組合員としての資格を奪われないこと。
- ⑤ 単位労働組合の場合には、役員は組合員の直接無記名投票によって選挙されること。

連合体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合の場合には、役員は、傘下の単位労働組合の組合員の直接無記名投票によるか、又は組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票によって選挙されること。

- ⑥ 総会は、少なくとも毎年1回は開催すること。
- ⑦ 会計報告は、全ての財源と支出内容、主な寄付者の氏名及び現在の経理の状況を記載し、組合員が委嘱した職業的に資格がある会計監査人（公認会計士）によって正確であるとの証明を受け、その証

明書とともに、少なくとも毎年1回は組合員に公表すること。

⑧ ストライキ（同盟罷業）を行うには、組合員の直接無記名投票か、又は組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票を行い（投票数の）過半数の賛成を得ることが必要であること。

⑨ 規約の改正は、単位労働組合の場合には、組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の過半数の賛成を得ることが必要であること。

連合体である労働組合又は全国的に組織をもつ労働組合の場合には、傘下の単位労働組合の組合員の直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を得るか、又は組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票によって全代議員の過半数の賛成を得ることが必要であること。

審査のはこびかた

(1) 申請

労働組合の資格審査は、労働組合からの申請書と証拠となる資料の提出（56ページの申請書の提出資料を参照）によって開始されます。

(2) 資料の審査

審査委員は、提出された資料に基づき労組法第2条と第5条第2項の定めにも適合するかどうかを調べます。必要があるときは、労働組合の役員に説明を求めたり、新たな資料の提出を求めたりすることもあります。

(3) 補正勧告

審査委員（公益委員が担当。）は、労組法の定めにも適合しない点がある場合は、ただちに不適合の決定をせずに、適合しない点を直すよう勧めます（補正勧告）。

この場合は、決められた期間内に指摘された箇所を直せば、法にも適合するものとされます。

(4) 資格の決定

審査が終わると、公益委員会議において労組法の規定にも適合するか

どうかを決定します。その後、資格審査決定書を作成し、その写しを労働組合に交付します（「不当労働行為救済申立て」「労働者委員推薦」「不適合」の場合）。「法人登記」「労働者供給事業」等が申請理由の場合には、適合した組合には決定書の写しに代えて資格証明書を交付します。

(5) 決定に不服がある場合

労働委員会の行った決定に不服がある場合は、交付された日から15日以内に、中央労働委員会に再審査の申立てをすることができます。

(様式)

労働組合資格審査申請書

- 1 労働組合名
- 2 組合事務所所在地 〒
電話 FAX
- 3 代表者役職氏名
- 4 結成年月日 年 月 日
- 5 申請の理由 法人登記 労働者供給事業 委員推せん
- 6 組合員数 名
- 7 従業員数 名
- 8 業種
- 9 所属上部団体

当組合は、資格審査(証明)を得たいので、次の資料を添えて申請します。

年 月 日

申請組合名

代表者役職氏名

㊟

(※ 署名または記名押印)

東京都労働委員会 会長 殿

提出資料

- 1 組合格約および付属規程(議事運営規程・選挙規程など)
- 2 組合役員名簿(会社における役職名があれば付記)
- 3 労働協約(就業時間中の組合活動・専従者の取扱い・非組合員の範囲などの協定がある場合)
- 4 組合会計決算書(または予算書)
- 5 非組合員の範囲を示す一覧図(職名を記した会社の機構一覧図に、組合員と非組合員の区分を線で明示したもの)